

大田区公式PRキャラクター「はねびょん」デザイン使用取扱要綱

平成28年3月1日27総総発第12309号
改正 平成28年11月10日28総総発第11652号
改正 令和3年3月4日2観観発第10771号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区公式PRキャラクター「はねびょん」(以下「キャラクター」という。)デザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用対象事業)

第2条 キャラクターデザインは、次の各号に掲げる事業に使用できるものとする。

- (1) 区が主催及び共催する事業
- (2) 区が後援、協賛及び推薦する事業
- (3) 区のPRに寄与する事業
- (4) その他区長が認める事業

(使用の申請)

第3条 前条第2号から第4号までの事業において、キャラクターデザインを使用しようとする者は、大田区公式PRキャラクター「はねびょん」デザイン使用許諾申請書(別記第1号様式)をあらかじめ区長に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、区長が適当と認める場合は、この限りでない。

(使用申請に対する審査)

第4条 区長は、前条の申請があった場合、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 区及びキャラクターのイメージを害するおそれがないこと。
- (2) 申請者のキャラクターとして誤認されるおそれがないこと。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがないこと。
- (4) 政治、宗教、思想等の活動に利用するおそれがないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反するおそれがないこと。
- (6) この要綱及び大田区公式PRキャラクター「はねびょん」デザイン使用取扱要領(以下「取扱要領」という。)に反するおそれがないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他区長が不適当と認めるものに該当しないこと。

(使用の許諾)

第5条 区長は、前条の規定に基づき審査し、使用を適当と認めたときは、大田区公式PRキャラクター「はねびょん」デザイン使用許諾通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の許諾において条件を付すことができる。

(使用の不許諾)

第6条 区長は、第4条の規定に基づき審査し、使用を不適当と認めた場合は、大田区公式PRキャラクター「はねびょん」デザイン使用不許諾・取消通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(使用許諾内容の変更又は取消)

第7条 第5条の使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)が、許諾された内容を変更又は使用許諾を取り消すときは、大田区公式PRキャラクター「はねびょん」デザイン使用許諾変更・取消申請書(別記第4号様式)をあらかじめ区長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合において、区長は、前2条の規定を準用するものとする。

3 使用者又は使用者が委託した者（以下「使用者等」という。）が、キャラクターデザインの使用の際、キャラクターデザインに改変を加える場合は、あらかじめ区長の許諾を受けなければならない。

4 区長は、使用者等が、前項の許諾を受けずにキャラクターデザインの改変を行った場合、第9条第1項第3号の規定により、使用の許諾を取り消すものとする。

（使用料）

第8条 キャラクターデザインの使用料は、無償とする。

（許諾の取消し）

第9条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、大田区公式PRキャラクター「はねびよん」デザイン使用不許諾・取消通知書（別記第3号様式）により、申請者にその許諾の取り消しを通知するものとする。

（1）偽りその他不正の手段により使用の許諾を受けたとき。

（2）使用許諾を受けた範囲外の使用があったとき。

（3）この要綱及び取扱要領に違反したと認められるとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、その他区長が不相当と認めるとき。

2 前項により許諾を取り消された者は、直ちにその使用の中止及び物品の回収を行わなければならない。

3 区長は、使用者に対し、第1項に定める許諾の取消しにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用許諾の期間）

第10条 使用許諾の期間は、使用許諾の決定日が属する当該年度の翌年度末日までとする。ただし、使用期間等申請内容により、区長は当該使用許諾の期間を短縮することができる。

（使用許諾期間の延長）

第11条 使用者は、使用許諾期間を延長する場合は、使用許諾期間の満了日までに、第3条の規定により、大田区公式PRキャラクター「はねびよん」デザイン使用許諾申請書（別記第1号様式）を区長に提出し、その許諾を受けなければならない。

（使用許諾期間終了後の措置）

第12条 使用者は、前条に規定する使用許諾期間が満了した場合、大田区公式PRキャラクター「はねびよん」デザインの使用を終了しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第13条 使用者は、第三者にキャラクターデザイン使用に関する権利を譲渡又は転貸することができない。

（権利の帰属）

第14条 区長は、第5条に定める使用許諾について、キャラクターデザインを使用するほかは、使用者に対してキャラクターデザインに関する何らの権利又は権限を与えるものではない。

2 第7条第3項に基づき行った当該改変物が二次的著作物と認められる場合における当該著作物に係る知的財産権は、区に帰属する。

3 使用者は、キャラクターデザインの使用に当たって、商標登録、意匠登録等の知的財産権に関する出願をしてはならない。

（経費等の負担）

第15条 区長は、使用者が申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しないものとする。

（情報の公開）

第16条 区長は、キャラクターデザインの使用許諾の状況等について情報を公開することができるものとする。

(責任の制限)

第17条 区は、使用者がキャラクターデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

改正前の大田区公式PRキャラクターデザイン使用取扱要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 年 月 日 号

(事業者等名)
(代表者名) 様

大田区長
(氏名) ㊟

大田区公式PRキャラクター「はねぴょん」デザイン使用許諾通知書

年 月 日付けの申請について、下記のとおり許諾を通知します。

記

使用申請の対象物の予定名称	
予定制作数	
予定販売形態	<input type="checkbox"/> 消費者への直接販売（インターネット販売含む。）
	<input type="checkbox"/> 小売店への卸売
予定販売場所	
使用許諾期間	年 月 日～ 年 月 日まで
使用許諾番号	「大田区許諾 No. 」
使用条件	
備考	

第3号様式（第6条、第9条関係）

第 年 月 日 号

(事業者等名)
(代表者名) 様

大田区長
(氏名) 印

大田区公式PRキャラクター「はねびょん」デザイン使用不承諾・取消通知書

年 月 日付けの申請について、下記のとおり（不承諾・取消）を通知します。

記

不承諾・取消の理由

第1号様式 (第3条、第11条関係)

第2号様式 (第5条関係)

第3号様式 (第6条、第9条関係)

第4号様式 (第7条関係)